

別冊

総務教育常任委員会資料

(平成28年4月21日)

【件名】

- 第5回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会等の概要について（博物館）…………… 1

教育委員会



第5回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会等の概要について

平成28年4月21日
博 物 館

美術館整備に係る基本構想案について審議するため、第5回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会を開催するとともに、市町村から推薦された建設候補地について立地条件適合性を評価する第2回及び第3回鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会を開催しましたので、その概要について下記のとおり報告します。

1. 第5回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

- (1) 日 時 平成28年3月28日(月)午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取県庁第2庁舎 22会議室
- (3) 議 題 運営費等、運営手法、整備手法について
- (4) 主な意見

【運営費等について】

- ・これまでの議論を踏まえて、色々と新しい企画、子ども達のための活動等が事業計画に盛り込まれており、美術館への期待が高まる内容になっている。
- ・島根県芸術文化センター「グラントワ」はボランティアで支えられていると聞く。事業計画にはボランティアスタッフの話があるが、そうした取組は積極的に推進すべき。
- ・建物が大きくなっただけで多く展示ができて、多くの入館者が来てくれる訳ではない。今とどのように変わるのか分かるようにして、だからこれ位増えるという計画にすべき。

(事務局)

⇒常設展示室をジャンル別とし、そこで前田寛治、辻晋堂等の代表作品を常設展示することで、それらのファンを全国から引き付けることができると思う。国内外の著名作家の企画展、集客力のあるポップカルチャーの企画展等を数多く開催すること、従来行っていなかったようなタイプの講座やイベントを行うこと、独立した美術館の整備による掘り起こし効果等を見込んでこのような入館者目標としている。

- ・本県ゆかりの作家について、ジャンル別の常設展示室での展示と企画展での紹介の両方を想定しているが、それぞれに相乗効果があるような内容とすべき。
- ・盛りだくさんの事業計画だが、それに比べて職員数が少ない。内容のある事業を続けていくためには、そうした事業を構築・実行する職員が必要。
- ・調査研究費についても、一見それなりの額が計上されているようだが、9人の職員を想定した金額としては決して潤沢ではない。美術館として必要なコアな部分については、しっかり見積もっておくべき。
- ・運営費の試算で一般財源の支出が約1.2億円増加するとされているが、県民の理解は得られるのか。
- ・収支のバランスをとることが重要。収入が減少しても美術館のクオリティーを確保できるよう、ある程度の一般財源は確保する必要がある。

(事務局)

⇒今回提示したのは、県民の皆さんに毎年これ位運営費がかかるということも念頭において美術館整備の是非を考えてもらうための1つのモデルであり、実際にそのようにするという実施プランではないので、そうした点も含めて、今後改めて出前説明会等を行い、そこでの意見も踏まえて、どの程度増減等すべきか検討したい。

- ・賛助会員、寄附などを積極的に受け入れることや、美術館を異質な会議やイベントの会場として活用してもらうこと等も、これからは重要になると思うが、施設の性質上あるいは制度上そうした対応が中々出来ないという話もよく聞く。財源確保上重要なことなので、柔軟な対応ができるようにすべき。

【運営手法・整備手法について】

- ・指定管理についての検討方向については、概ねこの方向で県民の皆さんの意見等も聞いてみてほしい。(会長)

(事務局)

⇒整備手法については、説明されたように全庁的なPFI検討の対象事業となるので、次回は、その検討状況を踏まえて、基本構想での方向付けを議論していただきたい。

(5) 今後の対応

今後、改めて出前説明会を重点的に開催し、事業計画等についてよく説明し、県民の理解を十分得た上で進めるとともに、次回の検討委員会(4月25日)では、整備手法(PFIへの対応方針)、特色づくり等について議論していただく。

2 第2回及び第3回鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会

- (1) 日時 第2回：平成28年4月12日(火)午後1時30分から午後4時まで
第3回：平成28年4月18日(月)午後1時30分から午後4時まで

(2) 場所 鳥取県立図書館 大研修室

(3) 議題 候補地の評価について

(4) 主な議論

○鳥取市役所跡地

- ・交通アクセス、周辺施設との連携は可能性があるが、駐車場の確保が課題。
- ・敷地が狭い。障がい者等がゆったりとアプローチできるか疑問。
- ・土壌からヒ素が検出されており、膨大な処分費用が必要。
- ・建設可能となるのが平成33年以降なのは問題。

○わらべ館駐車場と西町緑地

- ・環境のいい住宅地に、敷地が狭いが故に高層となる美術館を建設するのは問題
- ・西町緑地は子ども達の憩いの場となっている。それを美術館が奪うは良くない。
- ・駐車場が不足し、却ってわらべ館の魅力を削ぐことにならないか。

○鳥取市武道館敷地

- ・県立博物館と近く、機能連携はしやすい。
- ・交通アクセスはいいが、駐車場の確保が課題となる。
- ・県庁北側緑地は県との調整が不十分で、活用できるか不透明。

- 湖山池公園・湖山池オアシスパーク
 - ・周辺は住宅地であり、美術館を建てる場所としては不適切。
 - ・他の施設との連携は難しい。
- 鳥取砂丘西側一帯
 - ・「砂丘」の知名度、景観はすばらしく、アイデア次第でどこにもないような美術館となる可能性がある。
 - ・砂丘で観光施設を目指すよりも、学芸員の企画力で人を呼ぶ美術館を目指すべき。
 - ・自然公園法の規制で分棟化せざるを得ず、建設費の増加、運営への悪影響を懸念。
 - ・塩害の対策が必要であり、費用がかさむ可能性がある。
- 倉吉市営ラグビー場
 - ・県の中央にあり、東部・西部からも訪れ易い上、倉吉駅からのバス便が多く、アクセスは良好。
 - ・ラグビー場の移転を利用者は了承しているか、代替地の確保は確実か確認が必要。
 - ・倉吉未来中心に隣接するが、利用者層が美術館と一致するか確認が必要。
 - ・広さはまとまっており、あらゆる準備ができることから一番適当。
- 三朝町ふるさと健康むら
 - ・倉吉駅から遠く、アクセスが悪い。
 - ・対岸に駐車場はあるが、河川敷の駐車場は洪水時が問題。背後の急傾斜地も心配。
 - ・近くに子ども園や老人施設があり、美術館利用者の車の輻輳が心配。
- 羽合野球場
 - ・バス便が1日3～4便しかなく、アクセスが悪い。
 - ・周辺に観光施設がなく、施設連携が図れない。
 - ・地盤沈下、急傾斜、塩害が懸念される。
- 長和田地内候補地
 - ・アクセス面、周辺施設面等については、羽合野球場と同様。
 - ・用地が民間で、かつ地権者が7名であることを懸念。
 - ・眺望はいいが、高齢者施設とも隣接していて難しい面もある。
- 旧旅館団地
 - ・アクセス面、周辺施設面等については、羽合野球場と同様。
 - ・敷地が道路・水路で3つに別れているため、それらを付け替えて一体的な利用が可能かどうか確認が必要。
- 旧鳥取県運転免許試験場跡地
 - ・駅から徒歩8分で、タクシーもあるためアクセスはまあまあ。
 - ・コナンを見に来るのはマニアが多く、美術館の客層と違いがある。
 - ・官民一体で地域づくりに取り組む機運があり、街づくりに貢献する見地から良い所。
 - ・周辺に集客施設や教育施設はないが、町が今後飲食店舗を作るということであり、経済効果も多少は期待できる。
- 伯耆町すこやか村（伯耆町立植田正治写真美術館隣）
 - ・公共交通機関がなく、マイカーでしかアクセスできないのは問題。
 - ・周辺に連携可能な施設がない。植田正治写真美術館も冬季は休館してしまう。

○鳥取市桂見

- ・今から整備となると大規模な造成工事が必要。
- ・アクセスが悪く、山中に作る必要性に疑問を感じる。
- ・良い条件が何もなく、候補とすべきでない。

○その他の意見

- ・美術館の在り方についてよく議論してから、立地場所を決めるべき。
⇒（事務局）3月末の検討委員会で事業計画等の検討も始めた。今後、住民説明会等で中身についても議論してもらった上で、県民の意見を踏まえて検討委員会の議論も進めていく。
- ・県民が気軽に訪れる美術館にしたいということだが、そもそも西部から見ると鳥取は遠い。交通アクセスを言うなら中部ということになるのではないか。
⇒（事務局）中部とか東部ということではなく、個々の候補地について、県民が来やすいとか、観光客が来やすいということで評価してほしい。
- ・最終的に1～3程度の候補地に絞るというが、絞るほど拘束が大きくなるので、絞り込み過ぎない方がよい。ここはダメという所を削る程度に止めてはどうか。
⇒立地場所の絞り込みは検討委員会でも検討する予定で、専門委員にはその前提となる（絞り込みの参考となる）評価（順位付けなど）をお願いしている。
検討委員会では県民に美術館整備推進の是非を判断してもらう材料となる構想を取りまとめることとしており、立地場所はその重要な要素の1つ。従って、無理して1つに絞り込めるようにとは言わないが、多すぎると県民が判断できなくなるので困る。
できれば1から3カ所程度まででお願いしたい。（事務局）

(5) 今後の対応

現時点での専門委員の評価については、推薦した市町村にも評価ポイントの見落としや誤解に基づく評価等がないか照会することとし、その回答や12日及び18日の審議結果を踏まえ、各委員が必要なら評価を修正し、その結果を整理して、5月下旬以降に開催する4回目の専門委員会で改めて審議して、委員会としての評価を行うこととなった。

第5回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会 次第

日時：平成28年3月28日（月）

午後2時～

場所：鳥取県庁 第22会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 運営費等
- (2) 運営手法
- (3) 整備手法
- (4) その他

3 傍聴者との意見交換

4 閉 会

《配布資料》

- 資料1 鳥取県立美術館の事業計画（想定）
- 資料2 鳥取県立美術館の運営費の試算について
- 資料3 鳥取県立美術館の目標入館者数について
- 資料4 鳥取県立美術館の経済波及効果の試算について
- 資料5 地方独立行政法人制度及び指定管理者制度の導入検討について
- 資料6 鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針（案）
- 資料7 美術館のPFI検討スケジュール（イメージ）

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員名簿

《委員》

氏名	役職等	出欠
はやしだ ひでき 林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、元国立科学博物館長、 元国立新美術館長	出席
はんた まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事、元たばこと塩の博物館学芸部長	出席
みずさわ つとむ 水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、元県立博物館美術品収集評価委員	欠席
ふくしま のりやす 福嶋 敬恭	彫刻家、京都市立芸術大学名誉教授	出席
こいずみ もとひろ 小泉 元宏	鳥取大学地域学部准教授	欠席
もりぐち まどか 森口 まどか	美術評論家、宝塚大学造形芸術学部准教授	出席
きぬがき ゆきお 衣笠 幸雄	(株)TBSサービス社長、元TBS常務取締役	欠席
まつもと かずお 松本 一夫	鳥取県公民館連合会理事、境港市渡公民館長	欠席
よこやま かおる 横山 薫	鳥取県PTA協議会副会長	出席
きたむら じゅんこ 北村 順子	鳥取市立宝木小学校校長	欠席
たけがみ じゅんこ 竹上 順子	米子商工会議所女性会理事、(株)インタープロス代表取締役	欠席
ほんじょう みさこ 本城 美佐子	鳥取演劇鑑賞会事務局長	出席
たむら しづみ 田村 閑美	鳥取女性中央会会長、倉吉異業種交流プラザ会長	出席
たにもと きとみ 谷本 里美	公募委員	出席
くるま なおき 来間 直樹	公募委員	出席

《事務局》

所属	役職	氏名
鳥取県		
地域振興部文化政策課	文化振興監兼文化政策課長	神庭 伸子
総務部行財政改革局	業務効率推進課長	谷 和敏
鳥取県立博物館		
	館長兼理事監	大場 尚志
	副館長兼美術振興課長	尾崎 信一郎
	総務課長	安養寺 博
	学芸課長	西村 俊明
	総務課課長補佐	漆原 芳彦

鳥取県立美術館の事業計画（想定）

1 収集・保管関係（収蔵庫 1,850 m³）

(1) 本県にゆかりのある美術作品の収集

鳥取県にゆかりのある作品を中心に、国内外の優れた美術作品や貴重な関係資料を体系的、計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていく。

(2) 本県にゆかりのある美術作品の保管

収集した美術作品を適切、安全な環境の下で保存、管理する。

2 常設展示関係

(1) 収蔵作品のジャンル別展示（常設展示室 250 m²×5 部門）

- ・収蔵作品については、ジャンル別（日本画、洋画、彫刻、工芸、写真など）に専用の常設展示室を設けて展示し、本県ゆかりの主要作家の代表作が常時鑑賞できるようにする。
- ・自然光のもとでの作品を展示や、タブレット端末、スマートフォンを利用して写真、解説文を併せて視聴できる音声ガイダンスなど新しい展示や解説の工夫を取り入れ、作品の魅力を鑑賞者に伝える。

(2) オープンスペース等での展示

- ・美術館の外にも作品に触れることができる親しみやすい空間を創出するため、野外にも彫刻作品や参加型の作品を配置する。

（例：十和田市現代美術館、金沢 21 世紀美術館、香川県直島の現代美術施設）

- ・鳥取県立美術館以外では鑑賞、体験できない作品や空間を創出するため、館内のフリーゾーンに現代美術作家によるコミッションワーク（注文による作品）をする。

（例：豊田市美術館、青森県立美術館）

3 企画展示関係（企画展示室 1,000 m²）

(1) 国内外の著名作家の展覧会の充実（年 4 回程度）

鳥取にいながら、国内外の名画・名品を鑑賞できる展覧会を開催し、県民に世界・日本とつながることのできる鑑賞機会を提供する。

(2) 鳥取県ゆかりの作家の展覧会の充実（年 2 回程度）

鳥取県ゆかりの作家の展覧会を開催し、鳥取県の文化的個性を確認しながら、本県ゆかりの多彩で良質な美術に親しむことができる鑑賞機会を提供する。

(3) 各種ポップカルチャーの展覧会等の開催（年 1 回程度）

「まんが王国」である本県の特性を活かし、若者を中心に人気がある漫画、アニメなどのポップカルチャーに関する展覧会を開催し、新たな来館者を掘り起こして、様々な人が気軽に親しむことができる施設とする。

4 教育普及関係

(1) ワークショップ等の充実（ワークショップルーム 150 m²）

様々な使用形態に対応可能なワークショップルームを活用して、幅広い来館者を対象に、美術に関する学習講座や体験教室を開催するとともに、移動美術館等のアウトリーチ活動も充実する。

(2) ファミリープログラム（親子ミュージアム等）

随時、親子で参加できるプログラムを用意し、家族ぐるみで美術鑑賞できる機会を提供する。

(3) 子どもミュージアム

春、夏、冬休み等に開催する企画展に併せて、休館日を利用した「子どもミュージアム」を開催し、幼い頃から芸術文化に親しむ機会を提供する。

(4) 県内児童の学校行事での来館促進

小学校と連携して、県内の小学校3年生全てが年に1回はクラスで美術館を訪れるようにする。

5 調査研究

(1) 収集資料の活用（研究用図書室 150 m²、研究作業室 50 m²、研究資料倉庫 90 m²）

収集した作品や資料の調査研究を行い、必要があれば館外の研究者等との共同調査も実施する。

(2) 各種データベースの提供

収集した作品や資料に関するデータベースを構築し、館外の研究者等に情報を提供する。

6 地域・県民との連携・協力関係

(1) 県民の創作発表等の機会の提供（県民ギャラリー800 m²）

県民ギャラリーを県民の創作発表等の場として積極的に活用してもらう。

(2) ボランティアスタッフの活動拠点化（ボランティア室 50 m²）

県内の美術サークル等との連携を強化し、ボランティアスタッフとして美術館の活動、事業を支えてもらうとともに、ボランティア室を彼らの活動拠点として提供する。

(3) アートマーケット等の開催

エントランスホールや野外オープンスペース等で美術系古本市、アートマーケット等を開催する。

(4) 絵画教室等の開催（ワークショップルーム 150 m²、スタジオ 200 m²）

美術サークルやNPO団体などに絵画教室、陶芸講座等を開催してもらう。

(5) 絵本の読み聞かせ会の開催（キッズルーム 100 m²等）

美術家が制作に関わった絵本の読み聞かせ会を開催する。

(6) アーティスト・イン・レジデンス（スタジオ 200 m²）

国内外から作家を招き、専用のスタジオで制作・発表を行うとともに、県民との交流の機会も設けてもらう。

鳥取県立美術館の運営費の試算について

- 運営費については、直営とするのか指定管理とするのかの具体的な枠組みや組織体制等が未定であり、現時点で具体的に推計するのは困難だが、直営の場合について試算すると、一つの目安として下記のような額が考えられる。
- 目標入館者数約20万人となる鳥取県立美術館の運営費は、国内外の作家の企画展、各種ポップカルチャーの展覧会を積極的に行うことなどにより、約3.9億円(従来の1.6倍)の運営費が見込まれる。
- 一般財源の支出は、これまでに比較して約1.2億円の増加が見込まれる。

単位：千円

項目	現状 (H26)		試算額	試算の考え方
	県博全体	うち美術部門		
入館料収入	6,574	4,007	28,000	・入館料(企画展700円、常設展180円) ・有料入館者(企画展55%、常設展20%)
展示室使用料収入	699	699	7,000	・@6円×8時間×800㎡×180日
協賛金・雑入等	2,221	2,221	3,000	
一般財源	413,182	210,307	326,000	
美術品取得基金	24,172	24,172	25,000	
計	446,848	241,406	389,000	

支出

項目	現状 (H26)		試算額	試算の考え方
	県博全体	うち美術部門		
職員人件費	176,470	59,104	89,000	職員数 現状8名(課長1、美術担当6、秘書担当1) ⇒12名(4名増:館長1、総務担当1、普及担当1、企画展担当1)
施設管理費	88,654	88,654	113,000	・現博物館運営費@9,200円/㎡×新美術館12,240㎡
企画展覧会運営費	76,094	45,676	107,000	・企画展覧会開催数 現状3回⇒7回(2.3倍)
常設展示運営費	16,168	8,000	20,000	・現博物館展示室500㎡⇒1,250㎡(2.5倍)
教育普及事業	7,757	3,800	20,000	・ワークショップの充実、ファミリープログラム等の新規取組及び県内在住児童の来館へのバス代助成
調査研究事業費	57,533	12,000	15,000	・美術担当(課長を含む)7名⇒9名(1.3倍)
美術品購入費	24,172	24,172	25,000	
計	446,848	241,406	389,000	

*収入、支出とも山陰海岸学習館を除く決算額である。

鳥取県立美術館の目標入館者数について

1 常設展示関連

	内容	平成26実績(人)	目標入館者数(人)	目標入館者数の考え方
①	室内展示(常設展示室)	31,910 (注1)	45,000	平成23～26実績(平均30000人/年)×約1.5倍
②	(新規取組)屋外展示(オープンスペース)	0 (注2)	20,000	(400人/週)×50週
合計		31,910	65,000	(参考:当館の平成23～26の入館者数 30000人)

2 企画展示関連

	内容	平成26実績(人)	目標入館者数(人)	目標入館者数の考え方
①	国内外の著名作家の展覧会	4,044	36,000	平成23～26実績(平均6000人/年1回)×約1.5倍×4回
②	鳥取ゆかりの物故作家の展覧会	2,946	7,500	平成23～26実績(平均5000人/年1回)×約1.5倍×1回
③	鳥取ゆかりの現存作家の展覧会	1,687	3,000	平成23～26実績(平均2000人/年1回)×約1.5倍×1回
④	(新規取組)ポップカルチャーの展覧会	0	22,500	平成16・大水木しげる展(実績約15000人)×約1.5倍×1回
合計		8,677	69,000	(参考:当館の平成24～26の平均入館者数 約12000人)

3 教育普及関連

	内容	平成26実績(人)	目標入館者数(人)	目標入館者数の考え方
①	館内でのワークショップ(週1回)	1,895	2,400	平成23～26実績(平均1600人/年)×約1.5倍
②	館外でのワークショップ、移動美術館	763	2,100	平成23～26実績(平均1400人/年)×約1.5倍
③	(新規取組)ファミリー・プログラム	0	3,000	(60人/週)×50週
④	(新規取組)こどもミュージアム	0	600	(200人)×3回
⑤	(新規取組)県内児童の学校行事での来館	0	5,000	県内の小学3年生全員(約5000人)
合計		2,658	13,100	(参考:当館の平成23～26の参加者数 約3000人)

4 調査研究関連

	内容	平成26実績(人)	目標入館者数(人)	目標入館者数の考え方
①	研究相談	100	150	通常平均100人/年×約1.5倍
②	(新規取組)収集資料の活用	0	200	(4人/週)×50週
③	(新規取組)各種データベースの提供	0	500	(10人/週)×50週
合計		100	850	

5 県民との連携関連

	内容	平成26実績(人)	目標入館者数(人)	目標入館者数の考え方
①	企画展示室(県民ギャラリー)貸館	14,193	46,000	平成23～26実績(平均23000人/約90日)×180日(現状稼働率の約2倍)
②	会議室・講堂等貸館	1,541	2,250	平成23～26実績(平均1500人/年)×約1.5倍
③	(新規取組)ボランティアスタッフの活動拠点化	0	3,000	(60人/週)×50週
④	(新規取組)アートマーケット等	0	2,000	(500人/1回)×年4回程度
⑤	(新規取組)絵画教室等	0	3,000	(60人/週)×50週
⑥	(新規取組)絵本の読み聞かせ会	0	240	(20人/1回)×年12回程度
合計		15,734	56,490	(参考:当館の平成23～26の入館者数 約25000人)

総計	59,079	204,440
----	--------	---------

注1: 3分野(自然・人文・美術)全体の実績

注2: 現状ではカウントしていない

鳥取県立美術館の経済波及効果の試算について
 (鳥取県地域振興部統計課「産業連関分析ファイル」による試算)

1 建設投資における効果

県立美術館建設における経済波及効果を建設工事費別(70~100億円)に試算した結果は次表のとおり。

建設工事費	70億円	85億円	100億円
第1次波及効果	23億円	28億円	33億円
第2次波及効果	21億円	26億円	31億円
波及効果の計算結果	114億円	139億円	164億円

2 開館後の運営段階における効果

(1) 美術館入館者による消費

美術館を利用される方の行動パターンを、①県内入館者は観光客と同程度の消費まではしないと想定、②県内入館者も観光客と同程度の消費をすると想定のことおりのパターンで、県立博物館企画展利用者アンケート結果等を参考に推計すると約8.1億円から約12.7億円の消費額が発生する。

区分		試算		
推計 入館者数		204,440人		
		160,000人 (屋内常設展示・企画展示・民間展示来場者)	44,440人 (ワークショップ等)	
県内・県外別		県内： 125,920人 (61.6%)	県外： 34,080人 (16.7%)	県内： 44,440人 (21.7%)
① 県内入館者は観光客と同程度の消費まではしないと想定	日帰・宿泊別	日帰： 125,920人 (100.0%) 宿泊： 0人 (0.0%)	日帰： 17,244人 (50.6%) 宿泊： 16,836人 (49.4%)	日帰： 44,440人 (100.0%)
	消費額	8.1億円(県内2.6億円・県外5.5億円)		
② 県内入館者も観光客と同程度の消費をすると想定	日帰・宿泊別	日帰： 118,491人 (94.1%) 宿泊： 7,429人 (5.9%)	日帰： 17,244人 (50.6%) 宿泊： 16,836人 (49.4%)	日帰： 44,440人 (100.0%)
	消費額	12.7億円(県内7.2億円・県外5.5億円)		

(2) 美術館の運営による消費

美術館の運営によって、約3.9億円の消費が発生する。

(3) 経済波及効果の推計

美術館入館者による二とおりのパターンの消費額と美術館運営費約3.9億円の消費額に対する経済効果を試算した結果は次表のとおり、約21億円から約28億円の効果と推計される。

区分	① 県内入館者は観光客と同程度の消費まではしないと想定	② 県内入館者も観光客と同程度の消費をすると想定
消費額合計	12.0億円	16.6億円
第1次波及効果	4.2億円	5.8億円
第2次波及効果	5.1億円	6.3億円
波及効果の計算結果	21.3億円	28.7億円

地方独立行政法人制度及び指定管理者制度の導入検討について

【現状・課題検討委員会による提言】

＜地方独立行政法人制度について＞

地方独立行政法人化については、①効率化が行き過ぎないようにすることと②独立のメリットが期待できる規模とすることに留意する必要があるが、県立博物館と市町村立の博物館・美術館、歴史民俗資料館等を一括して運営する地方独立行政法人(以下「一括独法」という。)は、各施設の運営負担の全体的軽減や施設間の連携強化、各施設のレベルアップ、広域的なサービス展開等を可能とする。

その中核的役割を担うことは、本県の中心的博物館たる県博の使命であり、県博自身の課題である地域や住民との連携・協働を推進することにも大いに役立つものである。市町村と一緒に、検討を進めていく必要がある。

＜指定管理者制度について＞

指定管理者制度については、①指定管理期間が短く継続して指定を受けられる保証がないことや②博物館、美術館等の特性を踏まえつつ指定管理の条件や業務範囲を設定することなどに留意する必要があるが、民間ノウハウを導入することで、来館者サービスの向上、利用者の利便性向上等による来館者増や効果的・効率的な運営による経費節減が期待されるなどの効果が見込まれるため、検討を進めていく必要がある。

【地方独立行政法人による運営の検討】

○平成27年6月26日に「博物館等地方独立行政法人制度研究会」を立ち上げ

- ⇒県立博物館や参加市町村が設置している博物館、美術館、歴史民俗資料館など合計21施設を検討対象
- ⇒対施設象の設立団体(県と市町村)が共同で設立した一括独法が運営する場合のメリット、デメリットを検討。
- ⇒平成28年2月22日まで5回にわたって会議を開催し、議論。

○一括独法の財務推計を行い、財務面の効果・課題を検証

- ⇒(一社)鳥取県中小企業診断士協会に委託して、直近の決算書等をベースに一括独法設立前後における経常ベースの行政コスト計算書を対象施設毎に試算。
- ⇒当該試算書を比較した結果、次のような効果が見込まれた。
 - ・総務経理系業務を本部で一括集中処理すること等により、全体で正職員8～9名を削減。
 - 人件費が約4千万円減少
 - ・本部での一括発注等により固定費が全体で約32百万円削減。
 - 上記による人件費削減と合わせ、全体で経常費用が約63百万円削減
 - ・結果、各設立団体の負担額は、約1.6～34百万円減少するが、従来、運営に殆ど費用をかけていなかった所では、巡回職員(※)の人件費負担相当額が増加。
- ※普段は開館していない施設の管理水準向上を図るため、本部に学芸系非常勤職員を配置し、当該施設を月2回巡回させると想定。その人件費は、当該施設の設置市町村が分担するものとして試算。

○財務面以外の効果・課題の検証

- ⇒一括独法化により、利用者サービスや運営への経営的視点の導入、共同企画・広報による新規来館者の掘り起こし、他館との人事交流や合同研修によるスキルアップ等の効果が見込まれる。
- ⇒一方で、職員の身分の問題、膨大な評価事務への対応、又、中期目標の設定等に当たり全設置団体の議会議決が必要になるなど様々な課題があり、その中には適切な対策を講じれば解決できるものもあるが、当該対策の実施が現実的には非常に困難なもの(※)等もある。
- ※中期目標の設定等に係る各議会議決手続簡素化のためには、各設立団体で一部事務組合又は広域連合を設立する他ない。

○市町村の意向調査

- ⇒財務面やそれ以外の課題に対する研究会の検討成果を「鳥取県博物館等一括運営地方独立行政法人設立可能性調査報告書」として取りまとめ。
- ⇒28年3月7日、博物館等の施設を有する市町村(研究会不参加市町村を含む。)に対し、地方独立行政法人設立に向けた更なる検討への参加意向確認のための照会を実施。

【指定管理者による運営の検討】

○都道府県立登録博物館の運営状況（平成26年6月滋賀県調査／個別聞き取りにより一部修正）

■運営状況

*本制度を導入している博物館等においても、管理者に行わせる業務範囲は、施設によって異なる。

ア) 全部指定：学芸部門の業務を含め、館運営に関する業務全般を指定管理者に行わせる場合

イ) 一部指定：指定管理者に行わせる業務を管理部門の業務(施設の維持管理、財務・経理、企画・広報、来館者案内、入館料徴収等)に限定し、学芸部門の業務は県直営で行う場合。他県ではこのケースが多い。

種別	県直営	全部指定	一部指定	合計
総合	13	2	3	18
美術	34	3	8	45
自然	7	0	1	8
歴史	34	6	6	46
合計	88	11	18	117

※約75%が県直営、約25%が指定管理となっている。

■導入29施設における導入前の運営形態

種別・区分		県直営	管理委託	(開館時より)	合計
総合	全部指定	1	1	0	2
	一部指定	2	1	0	3
美術	全部指定	0	3	0	3
	一部指定	3	4	1	8
自然	全部指定	0	0	0	0
	一部指定	1	0	0	1
歴史	全部指定	0	6	0	6
	一部指定	3	2	1	6
合計	全部指定	1	10	0	11
	一部指定	9	7	2	18

※導入前が「直営」10施設のうち、9施設が「一部指定」となっている。

■指定管理期間 3年；4施設、4年；5施設、5年；20施設

○制度導入のメリット・デメリットとそれらへの対応

	メリット・デメリット	対応
①集客力のある事業展開、広報宣伝の強化、接客の改善等による施設の魅力向上、利用促進、収益増加	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理や財務・経理、企画・広報など管理部門の業務は民間企業でも一般的に行われているものであり、民間のノウハウやネットワークを活用した指定管理者の創意工夫等により左のメリットが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理部門の業務を指定管理者に行わせる方向で考えるべき。
②業務の簡素化、迅速化、効率化など合理化を促進して経費を節減	<ul style="list-style-type: none"> 学芸部門の業務については、営利性に乏しく民間企業では余り行われていないものであることから、民間独自のノウハウ等の活用の余地は少なく、左のメリットは余り期待できない。 左のメリットは指定管理者の経営努力による所が大きいが、その成果は指定管理料にも反映。ただし、安易な合理化等は美術館の本来機能を低下させるので、(過大な目標設定等は禁物) 	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減を求め過ぎて悪影響が生じないように配慮しつつ、指定管理者の経営努力を損なわない範囲で、収益増加や経費節減の成果を指定管理料等に反映する仕組みを検討
③管理期間が限定され、中長期的な視点による継続的・戦略的な事業展開が困難	<ul style="list-style-type: none"> 管理期間中に成果を上げることが重視する余り、当面の集客増やコスト削減等にばかり目が行き、場当たりの運営に終始しがち。 学芸部門の業務には、長期間継続して計画的に進めるべきものが多いため、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的視点が必要な業務の指定管理対象からの除外、指定管理期間の長期化等も検討。

	<p>期間が限定され、継続が保証されない体制の下では、左のようなデメリットが顕著となる。</p>	
④ 職員雇用が短期化・不安定化しがちで、質の高い人材の確保・育成が困難。士気低下も懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門の職員に求められる知識・技能は一般的・基本的なものであるため、一般的な雇用条件で必要な人材を確保し、比較的短期間で育成することも可能。 ・ 学芸部門の職員には専門的な知識・経験が必要とされるので、不安定な雇用環境の下では、適切な人材の確保・育成は困難。 ・ 美術館の業務経験のある人材は貴重であり、指定管理制度を導入した場合も、当面は既存職員の活用を考えることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度の導入は、適切な人材の確保・育成の可能性を踏まえて考えるべき。 ・ 既存職員を活用するためには、現在の労働条件を大きく変えて士気低下を招くような事態は避けるべき。
⑤ 収益増加等に結び付かない事業、業務、仕組み等が軽視、休廃止等される恐れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の収益増加等が優先され、それに結び付かない対応は段々行われなくなる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書等で収益以外の管理目標等を適切に設定し、美術館の本來機能や必要事業の着実な実施を(ディス)インセンティブ等により担保。
⑥ 収益確保のため入館料等が上昇し、利用が抑制される恐れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は博物館法第23条に基づき入館料等は低額に止めているが、収益確保のため指定管理者がその額を引き上げ、結果、利用者が減少する恐れがある。 ・ しかし余り低額に抑制すると、指定管理者が主体的に経営改善を図る意欲を損なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金制とする場合でも、条例の料金規定や料金の承認手続きにより過度の上昇を抑制 ・ 指定管理者の創意工夫を引き出しつつ、多くの利用を促進し得る適切な水準維持に留意。
⑦ 学校との関係希薄化により教育的利用が低迷 [全部指定]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者たる民間企業の職員が学芸部門の業務を行う場合、県職員が行う場合より学校との関係は希薄となり、当該学校の教育課程での利用その他の児童生徒の利用が減少する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面は既存職員を活用すること等により、学校との連携が損なわれないようにする。
⑧ 県職員と指定管理者の職員が混在するため、組織的な機能不全、業務混乱が発生する恐れ [一部指定]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館の運営組織に県職員と指定管理者の職員が配置されるので、権限と責任の所在、指揮命令系統が不明確となり、齟齬や混乱が発生する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書で権限と責任の所在を明確化するとともに、双方が現場への権限委任を拡大し、迅速・円滑な意思疎通、連絡調整、判断決定ができるようにする。
⑨ 県内に適切な指定管理の受け手が無い恐れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内には、県立美術館に準ずる規模・性質の施設の運営実績のある民間企業はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産業振興条例に基づき、県内に支店、営業所等を有する企業や、規模は近いが多少異質な施設の運営実績のある企業からも公募。



★上記を踏まえ、今後の検討は、美術館の管理部門の業務を指定管理者に行わせる方向で進めるものとする。

鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針

平成28年3月28日現在未定稿

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を本県においても取り入れていく必要がある。

本県では、平成17年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところであるが、今後、PFI手法も含めた民間活力をさらに取り入れた事業手法の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先して、PPP/PFI手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP/PFIの活用を検討することとする。

①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

なお、上記基準に関わらず、以下の事業については、検討の対象から除くことができるものとする。

①災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

②民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等（有料道路等を除く）

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

2 検討方法

PPP/PFI手法の活用検討に当たっては、以下の流れで実施する。

(1) 事業担当部局から総務部への協議

PPP/PFI手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、対象事業となりうる事業については、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に総務部（行財政改革局業務効率推進課）へ協議することとする。

(2) 適切な手法の選択

検討対象事業について、次の(3) 第一次検討 又は(4) 第二次検討 に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、指定管理者制度等の活用が適切と認められる場合においては、第一次検討及び第二次検討を経ることなく、当該手法の活用を決定することができるものとする。

(3) 第一次検討の実施

検討対象事業について、庁内での定量評価及び定性評価により、PPP/PFI手法の活用について検討を実施する。

ア 定量評価（費用総額の比較による評価）

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP/PFIを活用した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

なお、第一次検討は、できるだけ簡便な方法で実施することが望ましいため、過去の整備事例や類似施設の経費を参考に費用を算出することとする。

また、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の活用について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

イ 定性評価

主に以下の視点で、PPP/PFI手法活用の適性を評価する。

- a 住民サービスの向上
- b 管理運営の効率化
- c 新たな発想の活用
- d 施設の目的・機能
- e 県の関与の必要性
- f 個別の法律による制約

(4) 第二次検討の実施

第一次検討において、PPP/PFI手法の活用が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、第二次検討を行い、改めてPPP/PFIの活用の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を活用した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

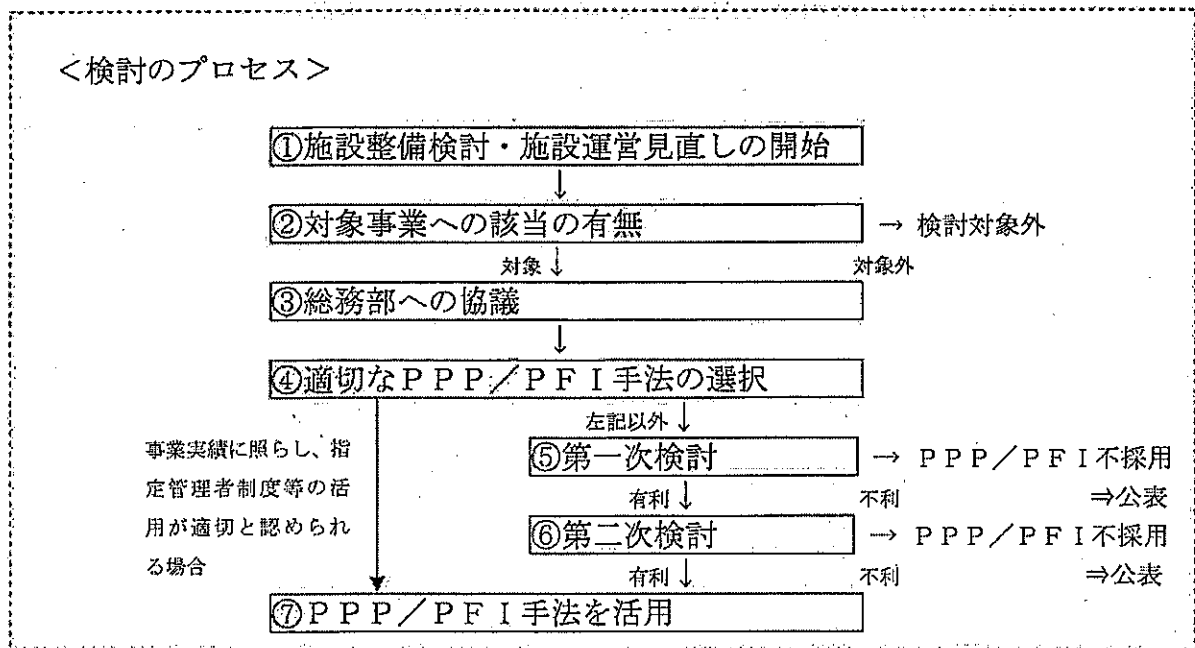
3 検討体制

副知事を座長とし、各部局長等で構成する「県有施設・資産等有効活用戦略会議」を設置し、検討を実施する。

4 検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP/PFI手法の活用が適しないと評価した場合は、活用しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を活用することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。



参考 PFI事業全体の流れ

※太枠部分が「本方針」で定める手続である。

プロセス	手続	標準的な 所要期間	年度	
特定事業の選定 (PFI事業実施 決定)	①事業の発案(活用 の検討)	○事業の発案 ○第一次検討(庁内での定量的・定 性的な検討) ○導入可能性調査経費の予算措置	6ヶ月 ~1年	1
		○第二次検討(専門的な外部アドバ イザーによる導入可能性調査)	6ヶ月 ~1年	2
	②実施方針の策定 及び公表	○実施方針の策定 ○実施方針の公表 ○実施方針説明会の開催	3~4ヶ月 1~2ヶ月	3
③特定事業の評 価・選定、公表	○特定事業の評価・選定 ○債務負担行為の設定 ※議会議決 ○選定結果等の公表	2~3ヶ月		
民間事業者の募集 及び選定等	④民間事業者の募 集、評価・選定、 公表	○公募関係書類の作成 ○入札公告(公募) ○説明会の開催 ○民間事業者選定	3~4ヶ月 5~6ヶ月	4
	⑤事業契約等の 締結等	○仮契約の締結 ○事業契約等の締結 ※議会議決 ○事業契約等の公表	3ヶ月	
	PFI事業の実施	⑥事業の実施(設 計・建設・運営)、 監視等	○事業の実施、監視 ○監視結果の公表	
⑦事業の終了		○契約で定めた土地等の明渡し等		

美術館のPFI検討スケジュール（イメージ）

	美術館基本構想検討委員会等	県有施設・資産等有効活用戦略会議
平成28年 3月	○第5回美術館基本構想検討委員会（3/28） 運営手法等について検討 優先的検討方針の概要説明	<○優先的検討方針策定・各部署への通知（3月中）>
4月	○6月補正予算要求 導入可能性調査経費等を予算要求 ○第6回美術館基本構想検討委員会（下旬） 建設手法等について検討	○第1回会議（中旬） ・会議趣旨の説明 ・優先的検討方針の概要説明 ⇒美術館基本構想検討委員会での検討状況報告 ⇒美術館に係る第一次検討を実施する旨を決定
5月	○6月補正予算編成	○第2回会議（中旬） ・美術館に関する第一次検討の実施 ⇒第二次検討実施へ
6月	○6月議会	
7月	○6月補正予算成立 ○美術館基本構想策定 整備運営手法の選択肢として、PFI手法を例示 ○導入可能性調査等公募プロポーザル提案募集	
8月	○導入可能性調査等実施（～H29.10）	
平成29年 10月	○導入可能性調査報告書取りまとめ	○会議 ・美術館に関する第二次検討の実施 ⇒導入可能性調査の結果を踏まえ、PFI・指定管理者制度等の導入を判断

第2回鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会

日時：平成28年4月12日（火）

午後1時30分～午後4時

場所：鳥取県立図書館大研修室

1 開 会

2 議 事

(1) 候補地の評価について

(2) その他

4 そ の 他

5 閉 会

《配布資料》

資料1 鳥取県立美術館候補地評価等専門委員名簿

資料2 鳥取県立美術館候補地評価表

資料3 鳥取県立美術館整備基本構想「立地条件」

資料4 鳥取県立美術館候補地評価区分等

鳥取県立美術館候補地評価等専門委員名簿

資料 1

NO	審議会等	役職	氏名	出欠
1	一般社団法人鳥取県バス協会	専務理事	宇山 秀人	出席
2	鳥取県ハイヤータクシー協会	会長	船越 克之	出席
3	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	会長	佐分利 晋代	出席
4	鳥取県消費生活審議会	会長代理	川井 克一	出席
5	公益社団法人鳥取県観光連盟	会長	中島 守	欠席
6	鳥取県文化芸術振興審議会	会長	野田 邦弘	出席
7	鳥取県都市計画審議会	会長	谷本 圭志	出席
8	県政顧問（文化芸術関係）	会長	前田 昭博	出席
9	一般社団法人鳥取県建築士会	副会長	里見 泰男	出席
10	鳥取県財産評価審議会	会長	枝野 光昭	出席
11	鳥取県地震防災調査研究委員会	会長	香川 敬生	出席
12	鳥取県河川委員会	会長	前野 詩朗	出席

《アドバイザー》

	鳥取県美術館基本構想検討委員会	会長	林田 英樹	出席
--	-----------------	----	-------	----

《事務局》

	鳥取県立博物館	理事監兼館長	大場 尚志	
	鳥取県立博物館	副館長兼 美術振興課長	尾崎 信一郎	
	鳥取県立博物館	総務課長	安養寺 博	
	鳥取県立博物館	総務課課長補佐	漆原 芳彦	

鳥取県立美術館整備基本構想 「立地条件」

1 様々な人が気楽に訪れることのできる場所

(お年寄りから子ども達まで県内外から多くの人を引き付け、年齢や言語、障がい等にかかわらず様々な人々が気楽に訪れて交流し、美術をめぐる多様な交流の結節点となる、あらゆる者に開かれた空間となるための条件)



(1) 交通アクセスが便利・容易であること。

《視点：例示》

- ① JR 主要駅から近く、近隣に多くの路線バスが走る。
- ② 幹線道路から近く、周辺道路も整備されており、観光バスやマイカーも多数乗入れ可能
- ③ 市街地から近く、途中に急坂等はなく、徒歩や自転車によるアクセスも容易

(2) 他の集客施設や観光施設の訪問客を誘導可能であること。

《視点：例示》

- ① 周辺住民が買物等によく行く相当規模の物販・娯楽施設等(の集積)から近い。
- ② 多くの観光客が訪れる観光集客施設(観光地)と結んで観光コースが設定可能

2 地域づくり・まちづくりと連携し易い場所

(多様な主体の参画・協働により、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて新たな交流と発展の核を形成し、鳥取県の文化的な個性や魅力を高めて心豊かに暮らせる可能性にあふれた賑わいの拠点を創出するための条件)



(1) 他の文化施設や教育機関と連携し易い立地であること。

《視点：例示》

- ① 来館者の相互利用が想定される文化施設に近く、一体的な文化ゾーン形成も期待
- ② 児童・生徒、学生・研究者等が利用し易い(学校、大学等に近接 or 交通アクセス良好)

(2) 地域づくりにより貢献できる立地であること。

《視点：例示》

- ① 周辺に美術館と連携して発展可能な集客機能集積(商店街等)がある。
- ② 地域再生の核等として、地域計画等で文化施設や集客施設が必要とされている。
- ③ 市町村、地元経済団体、自治会等にも美術館と連携して地域再生を進める意思・意欲がある。

3 必要な機能確保・施設整備が極力安価で可能な場所

(鳥取県にゆかりのある美術を蓄積・継承しつつ、国内外の優れた美術の鑑賞・学習機会を提供する活動の人々のニーズに即して展開し、県民に美術の素晴らしさを体感してもらうための条件)



(1) 必要とされる機能を備えた施設を整備可能な土地であること。

《視点：例示》

- ① 十分な広さの建物敷地や駐車場の他、適切な環境緑地や収蔵庫の増設余地等も確保可能
- ② 土地取得費用が過大でなく、土地の切り盛り、造成等にも過大な経費を必要としない。

(2) 防災上安全な土地であること。

《視点：例示》

- ① 津波や洪水、土砂崩落、地震等により被害を被る危険が少なく、地盤堅固であること。
- ② 地盤改良、嵩上げ等に過大な経費を必要としない。

鳥取県立美術館候補地評価区分等

NO	委員名	期待される役割
1	宇山 秀人	交通アクセスに関し、交通事業者の視点による専門的な評価を期待
2	船越 克之	交通アクセスに関し、交通事業者の視点による専門的な評価を期待
3	佐分利 育代	交通アクセスに関し、障がい者、高齢者など交通弱者の視点による評価を期待
4	川井 克一	買物客の誘導に関し、消費生活に関わってきた立場から客観的な評価を期待
5	中島 守	観光客の誘導に関し、観光勝客に携わってきた立場から観光実態に即した評価を期待
6	野田 邦弘	文化施設との連携や文化による地域づくりに関し、専門的識見に基づく評価を期待
7	谷本 圭志	地域づくりへの貢献に関し、都市計画、地域政策の専門家としての評価を期待
8	前田 昭博	文化による地域づくりに関し、芸術家としての立場からの評価を期待
9	里見 泰男	施設整備の可能性に関し、建築面から見た専門的な評価を期待
10	牧野 光照	施設整備の可能性に関し、普遍的な不動産評価の考え方に即した客観的な評価を期待
11	香川 敬生	防災上の安全性に関し、地震防災の視点からの専門的な評価を期待
12	前野 詩朗	防災上の安全性に関し、水害対策の視点からの専門的な評価を期待